

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年12月17日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	滝川美幸君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	小浦宗光君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（6名）

議長	有泉庸一郎君		五味武彦君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	米山昇君		内藤久歳君

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切正男君	総務部長	長田修君
市民部長	土肥冷子君	教育部長	勝村秀彦君
秘書政策課長	内藤博文君	企画財政課長	坂本太久己君
消防防災対策室長	斉藤晴彦君	税務課長	斉藤積君
教育総務課長	長田隆君	生涯学習文化課長	樋口充君
総合政策係長	丸山英資君	財政係長	山田洋君
消防防災係長	長谷川秀明君	市民税係長	山田久美君
資産税係長	宮本裕君	施設係長	早川英彦君
文化財係長	大畷正之君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中村宗和 書記 山岡広司
書記 松井恵美

審査内容

1 条例審査

議案第80号 辺地に係る総合整備計画の承認を求める件

2 補正予算

議案第84号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）

3 その他

「甲斐市消防団との意見交換会」の集約について

開会 午前 9時27分

○委員長（三浦進吾君） ただいまの出席委員7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

○委員長（三浦進吾君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第80号 辺地に係る総合整備計画の承認を求める件外1議案の審査を行います。

審査は、辺地に係る総合整備計画の承認を求める件の審査から行い、その後、一般会計補正予算の歳出歳入の審査を行います。

審査に当たっては、委員の質疑を受けた後、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

なお、会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ3人、颯新クラブ1人、新政クラブ1人、共産党甲斐市議団1人、公明党1人となっております。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第80号 辺地に係る総合整備計画の承認を求める件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 改めましておはようございます。早朝からありがとうございます。

それでは、秘書政策課から議案第80号 辺地に係る総合整備計画の承認を求める件についてご説明申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、議案の9ページをお開きいただきたいと思います。

この件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により、福沢辺地に係る総合整備計画を辺地対策事業債の適用を受けるため、同法第3条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、また違うんですが、資料に基づきまして辺地対策の概要についてと定義についてご説明申し上げたいと思いますので、恐れ入りますが、もう一つの定例市議会資料のほうの1ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、辺地対策の概要ですが、辺地とその地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するための財政上の特別措置として昭和37年に制定されたものであります。

以来、辺地を有する市町村においては、特に辺地法に基づく辺地対策事業債の活用を図り、辺地の生活環境の整備を進めてきているところでございます。

辺地の定義といたしましては、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島、その他へんぴな地域とされております。

具体的な要件につきましては、まず、人口と面積であります。地域の中心を含む5平方キロ以内の面積の中に50人以上の人口を有すること、また、へんぴな度合いとは、法令に基づいて算定されました辺地度点数が100点以上で、公共的施設を整備することが緊要な地域とされております。

点数につきましては、辺地の中心からバスの停留所、小・中学校、高校、それから医療機関、郵便局、市役所などへの最短の距離、そのほかバス等の1日の運行本数等により点数化がされまして、それが100点以上ということになりますと対象になるということとなっております。

辺地対策事業債といたしましては、一般的にその3番に挙げておりますが、3番のような事業が該当いたします。電灯用電気供給施設、市道、農道、林道等でございますが、公民館あるいは最後のほうには観光またはレクリエーション施設なども対象だということとなっております。

財政的な支援ですが、辺地対策事業債、いわゆる辺地債と呼ばれておりますけれども、これの発行が可能でありまして、事業への充当率が100%、そのうち元利償還金の80%が交付税に算入されていることとなっております。

計画の策定の手順でございますが、あらかじめ県知事と総合整備計画の協議を整えて、今議会に出しておりますが、議会の議決を経て当該辺地に係る総合整備計画、5カ年ですが、総務大臣に提出する手順となっております。今回議会の議決をお願いするところでございます。

甲斐市には現在辺地の状況といたしまして、旧敷島地区内に2カ所位置づけられているものがあります。1カ所目が今回計画を提出しておりますが、福沢辺地、前屋、下福沢、上福沢、神戸、下芦沢、本村、小川、平見城、大明神の9つの集落が該当いたします。もう平成22年から今年度まで5カ年整備計画をやっておりまして、これが切れますので、新たに27年から31年までの5カ年計画を今回策定したところでございます。

もう一つ、その南の菅口も辺地として以前やった経過がありますが、上菅口、下菅口、安寺の集落で現在該当する事業がなく、計画は策定されておられません。

なお、計画の策定につきましては、当該地域に関する予定事業等を各課に照会をいたしまして、各課において地域の要望等を考慮しまして、計画を策定しまして、まとめているところであります。

続きまして、恐れ入ります、もう一度議案に戻っていただきまして、議案の10ページ、今回提出しました計画書がありますので、そちらのほうのご説明をさせていただきます。

場所は山梨県甲斐市福沢辺地ということで、4月1日現在ですが、人口が231人、面積としては8.7平方キロメートル。

概要ですが、辺地を構成する字の名称としましては、下福沢、上福沢、神戸、下芦沢、上芦沢、亀沢、これは大明神が飛び地で亀沢になっていますので、亀沢です。

構成する集落につきましては先ほどお話をさせていただきました9集落になっております。

この地域の中心の位置というのは下福沢の32番地を位置づけております。清川の釣り堀の少し上というふうなところが位置になっています。

先ほど言いました辺地度点数を計算しますと123点でございますので、辺地に該当するというので今回計画を出しております。計画書にいたしまして提出しました公共施設の整備を必要とする状況ですが、実状ですが、福沢辺地は甲斐市の中心から18.15キロ北に位置し、本市の辺地の中で一番広く、標高700メートルから1,200メートルの山間地に9つの集落が散在し、交通は狭隘で急坂な市道または林道を生活道路としており、産業は農林業が主体であり、低迷する経済状況と地理的悪条件により、生産性が低く、第1次産業就業人口の減少、また人口の流出及び高齢化が進行していると。

この対策として、市においては農林業の生産性向上策や豊かな自然資源のPRを行い、地域の活性化を推進するとともに、引き続き生活環境の整備を継続し、地域住民の生活・文化水準の向上を図る必要があるというふうな形で必要性を計画書でうたわれております。

続きまして、右側の公共等施設の整備計画についてご説明いたします。

表になっておりますが、表の施設名で道路及び渡船施設というふうな分類になっておりますが、これは計画書の分類でございますが、内容的には道路でございます。5カ年で1億1,250万円の事業費として計画を出しております。

この計画の詳細ですが、もう一度恐れ入ります、行ったり来たりして申しわけないんですが、議会資料の今度はまくって2ページのほうを見ていただきたいと思います。

ここに7番として福沢辺地総合整備計画（概要）ということで、事業期間は平成27年から31年の5カ年。施設名としては道路及び渡船施設ということで、事業名としては市道下芦沢線道路改良事業でございます。延長は600メートル、幅員4メートル道路の改良事業でございます。事業費としましては先ほどもお話ししましたが、1億1,250万円。事業内容としましては、市道下芦沢線については幅員が4メートル未満、最小では2メートルとなりまして、車両の往来に支障を来しており、一部区間では狭隘かつ曲線がきつく、緊急車両等の進入が困難な状況であります。よって、現状道路を4メートルに拡幅し、生活道路の安全確保や生活路の利便性の向上を図るため、福沢辺地総合整備計画において道路改良事業を行うものであります。

最後に、右側の11ページの図面をごらんいただきたいと思います。

今回の対象でございます福沢辺地は一番上のほうの囲ってあるエリアの、今回の事業につきましては横から吹き出しで出しておりますが、市道下芦沢線道路改良事業としまして、下芦沢のところにあるちょっとした道路600メートル道路でございます。これが対象の事業となっております。

今回の計画についての説明は以上でございますが、前回常任委員会でご質問をいただきまして、睦沢の関係でご質問いただいております。それで、先ほどと同じように、ちょっと点数に試算してみたところ、結果的には睦沢から学校への距離なども近くて、辺地度点は52点という数値になりまして、100点に満たない状況ですので、辺地としてこの計画として辺地債の申請をするというものには満たないというふうに思われます。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） まず、名称ですけれども、道路及び渡船施設、渡船というのは過去こ

の亀沢川の中で使用されていたと思うんですが、その名称なんですか、お伺いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） これはこの申請計画書を出すときの分類が、例えばこういうところのほか離島とか、いろいろな辺地がありますので、それに使うための分類としてこういう名前がついております。そこで計画書の中のメニューとしてこのメニューになっていますので、取り扱わざるを得ないんですが、道路がここに含まれますので。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） わかりました。

もう一つは、この福沢辺地総合計画の中には、先ほどもいろいろ出されておりましたけれども、対象事業として幾つもありますが、道路だけが今回は対象になっているということでもありますけれども、現在はその中の施設については満たされているというふうに理解をしておりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 毎回そうですが、今回の計画書をつくるに当たりまして、地域と各担当がお話をしております。この計画につきましてもそういうことで下芦沢の自治会のほうから生活道路整備申請をいただいておりますので、そういう地域の声も拾って計画書をつくり上げておりますので、とりあえず今回はこの道路の整備ということで要望があって、項目が上がってきているという状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう一つは、道路を拡幅することは、これは当然この事業の中身なんですけど、問題は、今問題になっているのは落石ですね。それから、土砂災害なんかを含めて、この計画の中では当然それに配慮して事業を行われると思うんですが、その辺はいかがですか。拡幅したけれども、土砂災害が起きたらということでは、この改良の事業にならないわけ、その辺はいかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） この道路につきましては集落の中を走っている道路でござい

まして、もちろん山地ですので、その辺の落石あるいは急勾配であるので、その辺のことは十分考慮した上で拡幅の工事をするところであります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう一つは、この拡幅事業の600メートルですが、単価、単位というか1メートルで約20万くらいですね。こうするとほかの拡幅改良事業と比較しまして、単価としては、単価というか1メートル18万ちょっと、約20万近いんですが、その辺の単価は高いですか、低いですか。いかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

丸山係長。

○総合政策係長（丸山英資君） 今回の福沢辺地のものについては5カ年ということで建設課から平成27年度から31年度の部分の全体計画となっております。どの事業もそうなんですけれども、国土交通省が定める建設単価を使っていますので、地域で比較は、差はありません。今回のこの事業については、電柱移設、水道移転補償、全て含まれていますので、単純な市街地の道路拡幅とはまた違いますので、道路自体の単価については共通です。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう一つ、財政的支援措置ということで、辺地債が後年度80%交付税で措置されると。いわゆる地元で2割の負担ということですよ。この交付税で措置されるというのは、5カ年計画ですから、この計画が完了してから交付税が交付されるということなんでしょうか。その辺はいかがですか。事業が終わってから、要するに交付税が措置されるということになるのかな。その辺をちょっとお聞きしたいのですが、いかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 発行されましたら、その翌年から対象になるという形になっております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） すみません、この福沢辺地、平成22年から26年まで、今年度ですね。その整備計画が終了ということなんですが、すみません、確認ですけれども、この計画では何をされたのかももう1回ちょっと。説明はあったかと思うんですが、今年度で終わるんです

よね、26年度で1回。その中身をちょっともう1回確認したいんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 22年から26年までの計画ということでございますね。22年は小川の道路の舗装の事業、そして平見城1号線の道路の舗装の事業、それから、今回の下芦沢の道路改良事業の部分、その手前の部分が対象として事業をしております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうしますと、大体その道路の整備というのが主なこの中の内容だと思うんですけども、先ほど点数に満たないところもありましたよね。もう1カ所あった。菅口3集落のところなんか。ああいうところはこれと違うものを使うと思うんですけども、どういったものを使ってやっていくんでしょうか。あそこの菅口なんかもすごく道路が大変かなと思うんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

丸山係長。

○総合政策係長（丸山英資君） 大前提としまして、これはあくまでも起債です。要するに借り入れの部分なので、さっき樋泉議員さんのご質問がありましたけれども、ほかの事業をやっていないわけではないんです。要するに市費として単費を使えるものについては単費を使います。逆に補助金を使えるものは使うんですけども、やはり道路構造令に満たない急勾配とか、そういうものがありますので、市はよりよく財政措置をするために交付税の措置がある起債を使っている部分ですので、要するにそのほかの地元から出ている道路改良については市費を使っていますから、単純にほかの事業はやっていないということではないので、それだけはちょっと理解をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうだと思うんですけども、菅口なんかのあそこの道路も結構土砂が崩れたり、道路が結構あれなので、あの辺もやっぱりこれには当たらないから、これには使うのではないんですけども、そういう点数に満たないところのこともしっかりお願いしたいなと思ったので質問しました。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） ちょっと確認をしたいんですけども、今回もそうですし、その前の期の26年までの分ですね、それもそうなんですけれども、道路整備しかこの対象にならないのでしょうかね。辺地対策事業債の中には観光やレクリエーションまでいろいろ幅広くあるのに、実際使っているのは道路改良関係のみという印象を受けるんですけども、中には消防の施設だとかいろいろありますよね。

本市でもこの敷島の北部に関しては、例えばバスを出したりとか、あるいは衛星電話を備え置いて災害に備えたりとか、いろいろやっちはいると思うんですけども、そういうものというのはこの辺地債には対象にならないでしょうかね。辺地債、非常に有利な財政措置だと思いますので、なるべく使えるものはこれに充てるほうがいいのかなというふうに思うんですけども、その辺が少しわかりましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 地域柄、基盤整備としてまず道路というので、積極的に道路を一番最初、優先順位を高くして事業をやっていることは確かですが、これまでほかに防災行政無線の整備とか、スクールバスの購入とか、清川の簡易水道の施設の整備とか、あるいは浄化槽等の整備もこの事業でやった経過がございます。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） そうしますと、これから27年からの5カ年の計画においても、今回のここには道路整備しか載っていないんですけども、それ以外にも何か要望等あれば今後計画の中に入れていって、この辺地債を使っていくという、そういう姿勢ということでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 計画が上がってきて、変更になれば変更という形でまた皆さんにお話をさせていただいて、承認を得てという形でありますので、地域のお声を聞きながら進めていきたいとは思っています。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 先ほど睦沢の辺地の点数が52点で、ちょっとまだ該当しないというような回答をいただきましたけれども、睦沢の辺地といった場合も睦沢全体を捉えてじゃな

くて、例えばたしか獅子平は準辺地に入っているんですね。あと睦沢でも漆戸とか打返は山間地で相当県道から奥へ入ったところですけども、そこなんかだと学校に近いというような状況ではなくて、随分遠いし、また吉沢でも吉沢全体ということでなくて、外道とか、また千田とかと離れた地域がありますけれども、ああいうところはまた切り離して、清川の辺地なんかもそうですけれども、切り離して、その地域、吉沢全体でなくて外道とか千田が例えば準辺地に該当するとか、睦沢でも睦沢全体でなくて、漆戸とか打返は準辺地に該当するとかと、そんなふうなことはできないわけですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 今のご質問ですが、まず、獅子平の準辺地ですが、ここに獅子平と漆戸と打返という形でエリアとして設けておりまして、漆戸と打返は獅子平の準辺地の中に入っております。この準辺地と言っているのは、以前点数の足りない準なんです、例えば中心から5キロ以内に30人以上いて、60点から100点の間を準辺地と位置づけておりまして、県が独自に辺地振興資金を出しておりまして、貸し付けされておりましたが、この制度が平成22年3月でもって貸し付けが終了しておりまして、ちょっとそれに対する貸し付けがなくなったため、制度としては対象外というふうな形になっているところでございます。

それから、亀沢につきましては、まさしく亀沢の、先ほどもお話ししましたけれども、大明神は亀沢ですが、あれは上のほうに入っておりまして、亀沢地区だけでエリアを設けておりまして、逆に言えば福沢とかに比べて利便性がいいということで数値が低いということがございますので、そんなことでございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

〔「吉沢は」と呼ぶ者あり〕

○秘書政策課長（内藤博文君） 吉沢につきましては、そのエリアとして千田も入っておりますが、吉沢はちょっと試験的に点数をやってみたら53点ぐらいになるのではないかとということで、同じような状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

ほかにもございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、総事業費として1億1,250万円ということで、事業が延長600メートルの幅員4メートルというこの事業を5カ年かけてやるということによろしいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） はい、5カ年かけてこの事業を1億1,250万でやるということとです。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そうすると先ほどの何か説明だと、ほかの事業もやるというふうな答弁をちょっとしたみたいですけども、これはあくまでもこの事業だけにこの予算を投入するということですね。さっきの委員の質問の中に、何かほかのこともやるというふうな説明があったんですが、その辺のところは。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 説明がうまくなくて申しわけございませんでした。今回計画を出して承認をいただく事業は道路事業でございます。これだけでございます。それで、後年、いろいろ状況が変わりまして、事業が出たときに変更がかけられれば変更をして、事業を大きくするという形は可能だということでございます。

〔発言する者あり〕

○秘書政策課長（内藤博文君） 先ほどの道路事業ですが、道路事業に伴う電柱の移設とか、水道管理施設はもちろん入っておりますが、そういうものは入っている状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第80号 辺地に係る総合整備計画の承認を求める件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号 辺地に係る総合整備計画の承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号 辺地に係る総合整備計画の承認を求める件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任をお願いします。

ここで暫時休憩いたします。職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第84号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なし。それでは、そのようにいたします。

なお、審査は、初めに歳出について審査し、続いて歳入の審査を行います。

まず、第9款消防費、第1項消防費についての説明を求めます。

斉藤消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） おはようございます。それでは、消防防災対策室より12月補正につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書12ページ、13ページをお願いいたします。

下段の9款消防費、1項消防費、1日常備消防費負担金につきましては、補正前の額7億

6,132万円に対しまして809万1,000円を増額させていただきまして、合計で7億6,941万1,000円。

また、14、15ページのほうをよろしく願いをいたします。

5目災害対策費につきましては、補正前の額3,769万9,000円に対しまして116万9,000円を増額させていただきまして、合計で3,886万8,000円、消防費総額で補正前の額9億1,090万9,000円、補正額926万円、補正後の額9億2,016万9,000円とさせていただくものでございます。補正額の財源内訳につきましては一般財源でございます。

それでは、目ごとの説明をさせていただきます。

12、13ページのほうにお戻りをいただきたいと思います。

1目常備消防費、細目001常備消防負担金、19節負担金、補助及び交付金809万1,000円につきましては、基準財政需要額の確定に伴いまして、甲府地区常備消防負担金が234万6,000円の増額、峡北地区常備消防費負担金が522万6,000円の増額、また、電気用品及び液化ガス移譲事務負担金につきましては51万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。

上段の5目災害対策費、細目003自主防災組織補助事業、19節負担金、補助及び交付金116万9,000円の増額補正につきましては、防災資器材の補助金といたしまして、今年2月の大雪に伴いまして、敷島地区、窪田自治会、中島自治会、前屋自治会の3地区につきまして除雪機の購入費用、また、防災倉庫の購入費用等でございます。

以上であります。よろしく願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 自主防災組織の今大雪対策で自治会が3自治会から出ている除雪機、ありましたけれども、今後各自治会にも市のほうからなるべく設置するようにみたいなことを言っていくつもりはありますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） 自治会のほうには自治会長の会議、防災委員さん等の会

議の中でも、今回の2月の大雪に伴った中で、もし除雪機の購入等がある場合については、当然予算の関係もございますので、早目にご相談を願いたいという形の中で、今回補正をさせていただきます3自治会より除雪機の購入をしたいという申し出がございましたので、今回補正をさせていただきますけれども、また今後においても、来年度以降につきましても、そういう部分についてはまたご説明のほうをさせていただくような形をとらせていただきます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） すみません、除雪機の購入ですけれども、これは2分の1補助でしたか。ちょっとその辺お願いできますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） 防災資器材につきましては、3分の2が市で出させていたいただきまして、残りの3分の1につきまして自治会負担という形をとらせていただいております。

[「除雪機。防災によって」「除雪の機」「雪かきの機ですか」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） 除雪機の機械につきましても、防災資器材という形をとらせていただきますので、3分の2が市の補助金という形で出させていただきます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） もう既にこれは備えられているということですか。今からということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 今回この補正予算が通ったところで自治会のほうで購入をするという形をとらせていただいております。

○議員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の関連ですけれども、今後、甲斐市内の自治会は130幾つあるわけですよ。そうすると、その自治会でこういったことを踏まえて、補助対象になっているということで、結構要望というか、そういうのが上がってくると思うんですよ。

そうすると、市として今後こういうのがあるから、大雪対策のためにどんどん使えとPRするのか、それともただこういう要望があった時点でやるのかと。これは災害に関することだから、要するに事前の方向性として、そういうものを自治会の会合とか、そういうときにやっぱり市の方針を示して、そういうものを言ってあげないと、なかなか浸透しないと思うんですよ。その辺の考え方というのはどう考えているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 当然自治会のほうにも自治会長さんの会議、また防災委員さんの会議等の中で、こういうものの購入費も防災資器材として購入ができますというものについては今後自治会のほうにもPRというか、お話をほうをさせていただくような形をとらせていただきます。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そういうことを考えると、新年度の予算において、多少そういうことを見込んだ中で、こういった部分の機材の予算を措置する方向に行くということなのかな。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 来年度予算につきましては、補助金につきましては前年度と同様という形をとらせていただきますけれども、当然今年度につきましても、自治会の会議の中でもこういう購入ができますよというご説明をさせていただいた中で、今回3地区の補助申請が上がってきてございますので、当然安いものではございませんので、当然その

辺自治会で3分の1の負担をしていただかなければならない部分もございますので、そのまた出てきた段階の中で、予算の範囲内の中で、うちのほうで補助が出せるものは出させていただきますし、当然予算をオーバーするものにつきましては、また補正という形の中で対応を考えていきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第9款消費費、第1項消費費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。職員の入替えを行います。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時12分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第2款総務費、第2項徴収費についての説明を求めます。

斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤 積君） それでは、大変ご苦労さまです。税務課のほうより補正について説明させていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページになります。

総務費の徴税費、2目の賦課徴収費の23節、償還金、利子及び割引料500万円の増額補正をお願いするものであります。市税還付金、当初予算2,000万円をもとに法人住民税の確定申告や個人住民税の更正申告などに伴い、還付金を支払っていたところではありますが、今回非課税施設に対して固定資産税が賦課されていることが判明いたしましたので、さかのぼって還付金の支払いが生じました。それで増額をお願いするものであります。

該当施設は医療法人の老人施設であります。通常は医療法人の場合は病院とか医院を営んで、その固定資産税は課税対象であります。地方税法の348条に固定資産税の非課税の範囲というのが示されております。幾つかありますけれども、それによりますと、医療法人が老人福祉法第5条3に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産税政令で定めるもの、この場合は老人デイサービスセンターに供しておりましたので、非課税施設に該当すること

が判明いたしました。

この施設は、当初平成元年に新設されまして、診療所として開設されておったわけなんです。それで途中で、いわゆる内部をリフォームというか、そういうふうにいたしまして、老人デイサービスセンターとして使用するようになりました。甲斐市の条例で57条において、この非課税の地方税法の348条の2項に該当する場合については、その該当施設の土地、家屋、償却資産などの必要事項を記して、市長に申告書を提出するというふうに条例ではうたわれているわけなんです。この施設についてはその提出がなかったことによって、担当というか、こちらのほうでわからなかったというのが一番の原因です。

ただし、通常の場合はこういう施設を始める場合は皆さん新設でやりますから、当初はすぐわかるわけなんです。いわゆる老人デイサービスに使うとか、介護の関係で使うということとわかるわけですが、この施設は最初長年医療施設として使っていて、内部をリフォームしてデイサービスにしたということで、こちらのほうも気がつかなかったと。そして条例の57条に定める土地、家屋、償却資産の必要事項を、いわゆる非課税にしていきたいと思いますという申告書として市長に提出しなければならないとなっておりますが、その提出がなかったということで、こちらのほうで気がつかなかったと。

ただし、この場合も上位法である地方税法が優先されます。地方税法においては、そういうことに供している場合については非課税ですよということになっておりますので、こちらの税条例で申告書を提出していないからといって、課税をしていいことにはならないということになります。

こちらのほうの条例については、そういう事務的に義務を課していると。いわゆるそういう漏れがないために条例ができていて、課しているということですので、それを怠ったからといって課税をしていいということにはならないということで、県のほうとも協議いたしまして、これは還付するべきだということになりまして、今回還付させていただくということで500万円の増額をお願いするということでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） まだちょっとわからないんですけども、要するに地方税法に基づく市県民税の申告の中でこれが判明をしたと。ちょっともう少しその辺の説明をいいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤課長。

○税務課長（齊藤 積君） 県市民税ではなくて、固定資産税。固定資産税は甲斐市の税であります。その固定資産税の先ほど説明したように、地方税法348条に固定資産税の非課税の範囲というのがございます。例えば学校法人の施設とか幼稚園とか、または児童福祉施設である保育園とか、いろいろありますね、社会福祉法人がやっている。そういういろいろなものに対して固定資産税の非課税の範囲の中でいろいろ決め事があるわけなんですけれども、その中に医療法人が老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産については非課税ですと。通常医療法人の場合は病院とか診療所とかありますよね。そういうものは課税対象なんです。ただし、その医療法人が先ほど言ったように、老人福祉法の5条の3に規定する老人福祉施設の用に供する施設として使っている場合には非課税ですと。これが平成11年に追加で医療法人が加わったわけなんです。

ですから、この場合には平成元年からずっと診療所として使用していたわけです。それで、長年使用していて、その後、内部を改装して、老人デイサービスセンターとして使用していたわけです。だから、こちらとしてはちょっと内部の改装で、いわゆる建築確認も必要ないし、わからないという部分があったわけですね。それで、甲斐市は市の条例でそういう漏れがあってはいけないので、そういう非課税に該当する施設の場合については、土地、建物、償却資産について必要事項を書いて、市長に非課税の申請してくださいと。というふうになっているんですけれども、その申請書も上がっていなかったということでわからなかった。

今回、御存じのように、固定資産の見直しがあったりして、書類を見ていった中で、うちの職員がたまたま気がついたということなんですけれども、気がつかなければこのまま行ってしまうというようなことなんですけれども、それで、先ほど申しますように、条例でいわゆる申請書が上がっていないからといって、課税をしていいことにはならないということなんです。

だから、この条例はあくまでもそういうことを防ぐために義務的に課しているというふうに解釈するというのでございます。それで、今回この部分をお返ししなければならないということで、増額のほうの補正をお願いしているわけです。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） ちょっとお聞きします。それで、デイサービスセンター1カ所の税金ということですね、その還付する。それで、何年から何年間の固定資産税になるわけですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤課長。

○税務課長（齊藤 積君） この施設はちょっと流れを申しますけれども、平成元年に新築されて、診療所として使用していました。そして、平成15年度、山梨県から通所介護事業として指定されたわけなんです。それで、実際事業として始めてからということで、平成17年度に納付した分までさかのぼってお返しすると。法律では5年間さかのぼって返すということになっておりますけれども、甲斐市の固定資産税の過誤納の還付の要綱であと5年、つまり10年さかのぼってお返しをしなければならないということになっておりますので、その分をお返しするというので、予算のほうが不足してしまいますので、今回の増額をお願いしているわけです。

それから、こちらのほうでまたほかにもあつてはいけないということで、甲斐市内に老人福祉施設、今回の条文に該当する非課税施設になるんじゃないかという施設を全部調べました。市内にはその施設が45あります。45ありますけれども、いわゆるこういう漏れはこの1施設だけでしたので、ご報告したいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 不足分は500万ということですが、10年分で500万でいいんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤課長。

○税務課長（齊藤 積君） 今回お返しする1施設ではっきり金額を申しますと、大体皆さん予測でわかってしまうということがありますけれども、2,000万の最初に当初予算いただきました。その中に予算の余裕があります。それと今回の500万の一部を足してお返しすると。そして、あと今後、去年の例を見て、あと3カ月、4カ月、市民税の更正の請求で還付

があったり、または法人税の確定申告に伴う還付があったりしますので、少し余裕を見て500万円の増額をお願いしたいということでもあります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この件に関してだけは総額幾らになるのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。この件に関して。

斉藤課長。

○税務課長（斉藤 積君） 先ほど申したように、1施設ですので、その金額をはっきりというのはちょっとうまくないのではないかと思いますけれども、ちょっと1つ例を申しますと、大体おおむねその施設が年間60万から70万ぐらいの固定資産税を未納なく納めていたということでございます。

○委員長（三浦進吾君） そういうご答弁でよろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 大体わかりました。その申請しなかったわけというのも聞いたんですよ。どうして申請しなかったのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤課長。

○税務課長（斉藤 積君） こんなこと申していいかわからないんですけども、通常こういう事業をしますところは、それなりにその先の予算の組み方、また補助金の関係とか、そういういろいろな面で税法上の控除とか、そういういろいろな面で始めると私は思っています。ですから、今回かなりの数がありましたけれども、ここ1カ所以外は全てそれぞれの手続をされているということなんです。ですから、なぜ怠っていたかということとはちょっとわかりませんが、その辺だと思います。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それはその事業主の方のあれだから、知らないのがしようがないとしても、市としてはやはり全然この施設にかかわっていないということはないわけなんですよね。ここの部署はかかわっていないかもしれないけれども、例えば長寿推進課とか、かかわっているわけですよね。

だから、全然わからないというか、そのことが横の連携も何もとっていないという感じが私なんかにするともうちょっとその情報というか、どうなんだろうと思うんですよね。無理

ですか、絶対に。今後のこともあるんで聞くんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤課長。

○税務課長（斉藤 積君） 確かにいわゆる福祉的な立場でデイサービスの関係とか、またそこへ入所というか、通う方とか、そういう関係で福祉関係の連携というものはとれるかと思えます。その福祉の者が、そこが税金の非課税の申請をしているかどうかというのはちょっとわからないと思うんですけども。

ただ、私どものほうも、やはり条例でそういうことをお示ししているばかりではなくて、今後はこの施設を始めるには認可というか、そういうことが必要だと思いますので、県のほうで年間通して甲斐市内にある施設、こういう非課税に該当するような施設を認可したところがどのくらいあるかということは、やはり今後そういうことを防ぐためには、1年に一度調べるということは、議員さんがおっしゃるように、そういうことは必要だと思いますので、今後はそういうことがないように今考えているのは、そういうことを思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ぜひそういうふうな形でお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 今説明でわかったわけですが、500万円以上の多分金額になろうかと思えますけれども、10年間ということできかのぼって返すわけですね。この還付加算金というか、利子に相当する額も返していると思うんですけども、どのくらいになりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤課長。

○税務課長（斉藤 積君） 金額的には200万前後になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第2項徴収費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。職員の入替えを行います。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時38分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

第10款教育費、第2項小学校費及び第3項中学校費について説明を求めます。

長田教育総務課長。

○教育総務課長（長田 隆君） それでは、教育総務課の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお開き願います。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費でございますが、006の竜王北小学校費154万円につきましては、需用費のうち電気料の決算見込みにより増額補正になります。

次に、3項中学校費、1目学校管理費ですが、003の竜王中学校費100万円と007双葉中学校費の70万円は小学校と同じく電気料の決算見込みによる増額補正であります。

以上で教育総務課の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 電気料の中身は電気料金が引き上げられたための、そういうことではないと。ちょっとどうですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 増額補正の要因といたしまして、電気料金の中に燃料調整費

単価というのがございまして、これは燃料費の高騰によりまして、毎月変動する部分がございます。あと月の最大使用電力が前年度より上回ったということもございまして、このために基本料金も上がると。ですから、燃料調整費単価並びに基本料金が高くなったということが要因でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 要するに物価の値上げのあおりを食ったというわけですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 物価の値上げと申しますか、今原発が全て停止をした中で火力発電に依存しております。どうしても高い原油を買う、あるいは円安で高い輸入の原油ということで、そのことが燃料調整費単価のほうにはね返っているということでございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） ほかに小・中学校いっぱいあるわけですけども、何でこの3校だけそういうことになったのか。

また、先ほど電気の使用料が、段階ですか、高いほうの段階に上がるだけ使用料がふえたということだと思うんですけども、その電気料が今までと比べて何か電気を使う大きなものが変わったとか、施設が変わったとか、そういうこともあるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） まず、1点目のなぜ3校だけかということでございますが、この部分、平成26年の当初予算を組む段階で、過去3年とか当該年度の9月まで約5カ月間を見ながら予算を組むわけでございますが、若干この3校につきましては見積もりが低かったということでございます。

あと使用料の増でございますが、どの部分がたくさん使ったかというのは一概に言えません。例えば体育館の中で社会体育の使用料が多かったとか、いろいろな要因がございますので、どこの電気が使ったから前年より上回って使用料がふえたかというのは、ちょっと一概には言いかねるということでございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今の説明で大体わかったんですが、ただ、金額的に学校だからこうなんでしょうかね。だけど、150万とか100万単位というのが何か多いような感じはする。それはどういう、10万、20万ならわかるんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 例えば燃料調整費単価でございますが、昨年の4月、平成25年4月には0.06円、6銭でありました。1キロワット当たりですね。それが本年4月になりましたら2円33銭、約39倍ということになります。ちなみに昨年の4月の燃料調整費単価というのは784円でありましたが、39倍に上がったことによりまして、本年4月は3万2,329円。ですから、一月3万円ふえてしまうと。ですから、12カ月あるいは月によっては4万円、5万円変わってしまうということで、家庭における使用料とはちょっと比較になりません。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） ちょっと参考までに伺いたいんですけども、甲斐市の小・中学校の中で屋根に太陽光をつけているところというのは現在どのくらいありますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 2校でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 先ほど原発の話も出たわけですけども、原発は非常に問題が多いわけですから、甲斐市でもなるべくそういう教育機関の中では自分たちの屋根につけて、太陽光から電力をとるという方法を今後とっていく必要があると思いますので、ぜひその辺を検討していただきたいと思います。

若草にしても、それから北杜のほうにしても、大分学校に太陽光をつけている学校はふえ

ていますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。お願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 答弁はいいですか。

○委員（滝川美幸君） はい。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第10款教育費、第2項小学校費及び第3項中学校費の審査を終了いたします。

次に、第10款教育費、第6項社会教育費について説明を求めます。

樋口生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（樋口 充君） おはようございます。生涯学習文化課より12月補正につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の14ページ、15ページになります。

10款教育費、6項社会教育費、4目文化財保護費になります。003文化財調査事業の大規模太陽光発電事業に伴います埋蔵文化財試掘調査費で、補正額につきましては138万6,000円の補正をお願いするものでございます。それにつきましては、使用料及び賃借料で重機、車両の借り上げになります。財源の内訳ですけれども、国庫支出金が69万3,000円、一般財源が69万3,000円となっております。

内容につきましては、甲斐市菖蒲沢地内の1工区におけます大規模太陽光発電事業に伴い、開発を予定しております企業、山梨甲斐東平メガソーラー発電合同会社、こちらにつきましてはマッコーリーキャピタル証券会社と前田建設工業株式会社の合同会社となっておりますけれども、こちらから予定地内の埋蔵文化財の確認依頼が提出されたことによるものでございます。

文化財保護法第95条によりまして、埋蔵文化財確認の調査が必要になります。このため、試掘調査を実施するための調査費として計上させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） もしここから埋蔵文化財が出た場合は、今回の許可になっていますが、
どういうふうになっていくんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

樋口課長。

○生涯学習文化課長（樋口 充君） 試掘調査で埋蔵文化財のものが出た場合につきましては、
今度はそこの土地の所有者並びに企業者に今度はご負担をいただいて調査をしていただく
ような形になります。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） もし調査して、またきちっとそういうものが出たという場合には、出
たということだけで、そこはもう太陽光は中止になりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大寫文化財係長。

○文化財係長（大寫正之君） お答えいたします。

埋蔵文化財が確認をされたといたしましても、イコールそれがすぐに中止になるというこ
とはございません。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） どうなるんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大寫文化財係長。

○文化財係長（大寫正之君） 埋蔵文化財の場所が確認をされましても、そこで遺跡が壊され
ないということが確認をされましたらば、そこは埋蔵文化財の保護という形で現状保存とい
うことで、そのまま工事が進められるということになります。やむを得ず工事によって遺跡
が壊されてしまうということになりますと、その部分だけ埋蔵文化財の発掘調査を行う。そ
れによって記録保存という形をとります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、第1工区ですよ、それ。そのことによってどのぐらいおくれる

んですかね。わかりませんかね。工事自体が。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大畷係長。

○文化財係長（大畷正之君） まだ具体的に調査に入っておりませんので、そこに遺跡があるかないかがまだはっきりしませんので、どのぐらいおくれるかということは現時点ではわかりません。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 第2工区もありますよね。そこも同じようにやるということですよ。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

樋口課長。

○生涯学習文化課長（樋口 充君） 第2工区については、まだこちらのほうへ書類が提出されておられませんけれども、第2工区につきましては包蔵地がございますので、必ず試掘調査のほうはしていくような形になるかと思えます。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 今回試掘ということで事業者というか、そちらのほうからの負担金はないようですが、文化財包蔵地が先ほど言いましたようにあるということだと、これは必ずやることになってますが、今回ここにはないということで、どのくらいの面積からこうした試掘を行うのか基準があったら、例えば何ヘクタール以上の場合には必ず試掘しなければならないとかというような、どの程度の規模から試掘をするのかお示しを願いたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大畷係長。

○文化財係長（大畷正之君） 今回の場所につきましては、基本的に遺跡があるかないかがまだはっきりしておりませんので、まずその遺跡があるかないかの事前の確認をするというの

が大きな目的であります。また、試掘調査につきましては、面積等は関係なく、そこでどう
いう構造物が建てられるかによって試掘調査というものが決定をしております。

今回のものにつきましては、事前に遺跡があるかないか自体がまだ把握しておりませんの
で、建物を建てる構造云々よりも遺跡があるかないかという確認の調査ということになりま
す。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） そうすると、それは面積の例えば何ヘクタール以上という基準でなく
て、また事業者からの申し出でなくて、市のほうの判断で、いわゆる文化財担当のほうの判
断でここは調査をしておこうと、そういう判断の中で国の補助金をいただきながら実施をす
るという解釈でよろしいわけですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大畷係長。

○文化財係長（大畷正之君） 今回につきましては、開発業者であります山梨甲斐東平メガソ
ーラー発電合同会社から事業を行うに当たって、事前にそこに遺跡があるかないかという照
会が来ております。ただ、ここは現状山林地、過去山林地でありまして、遺跡があるかない
かの事前の確認調査というのができない困難地域でありました。

したがいまして、文化財保護法の95条では、遺跡があるかないかについては自治体でそ
れは周知をしておかなければいけないということになっておりますが、この部分について
は遺跡確認の困難地ということで、現在まで遺跡があるかないかが判明しておりません。し
たがいまして、試掘調査を行うというものであります。これについては開発業者から事前に
依頼があつて、それに対して試掘調査を行うということでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これは今予算が確定した時点で、今後の調査の日程というか、そうい
うのはどうなっているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

樋口課長。

○生涯学習文化課長（樋口 充君） 補正が通りましたらば調査のほうに入らせていただき

いと思っておりますけれども、一応3月の中旬をめどに調査のほうは完了したいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それで、先ほどの説明の中で、その後調査の結果を踏まえて、所有者と企業の負担でまた調査をするというような答弁がありましたけれども、そこから先のそういったことに移行するその流れというか、どうなってどうなれば今度は企業とその所有者の負担で調査をするというような流れになるんですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大島係長。

○文化財係長（大島正之君） これから試掘調査に予定として入るわけですがけれども、試掘調査の結果、遺跡が確認をされなければ、そのまま遺跡はないということですので、文化財についてはそれで終了になります。

遺跡が確認をされた場合に、その遺跡が確認された場所でどのような工事が行われるか。パネルでどのぐらい地下に深く柱を掘るかとか、あるいは変電施設をその上に設けるとか、あるいは何も設けない。その遺跡がある上には何もつukらないとか、そういったその上の構造物がどういったものが建てられるかによって、また調査を行うか、あるいは行わないで現状保存にするかということが変わってまいります。

ですので、実際に試掘調査をしてみないと、それ以降の計画について、文化財の保護についてはわからないということでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 今、その文化財の包蔵地の問題なんですけど、今、係長の説明だと、申請があったから試掘するんだという話ですよ。包蔵地というものは甲斐市内に幾つか指定がしてありますよね、包蔵地の。その指定をしてあるからこそ向こうからも申請されたということでしょう。そうだとすれば、じゃ、その包蔵地はどうやって決めているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大島係長。

○文化財係長（大島正之君） まず、この場所につきましてですがけれども、包蔵地かどうか

ということは、そのところで現地踏査を行いまして、遺物、土器とかが採取できるかどうか、あるいは地形的なもの、そういったものを総合して遺跡の包蔵地というのを決めております。人力によって行っておりまして、甲斐市の場合には合計220の遺跡の包蔵地がございます。それは旧町の段階で包蔵地の事前の調査を行っております。ただ、どうしても山林地につきましては人が入って調査をするということが困難でありますので、山林地帯につきましては調査というのは行われておりません。したがって、今回の場所につきましても、遺跡があるかないか、包蔵地であるかないかということ自体がまだわかっていない場所になります。

ですので、開発業者としては開発をして、開発している段階で遺跡が発見されてしまうと、事業の計画が非常におくれてしまうということもあって、こういう大規模なものにつきましては事前にそこに遺跡があるかないかという依頼、照会があります。

今回の場合に、この場所自体が包蔵地であるかないかという事前の確認調査ができていない場所でしたので、そのあるかないかの確認を行わなければいけないというもので、今回お願いをする予算につきましては、その事前調査の費ということになります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） そうすると、要するに包蔵地でなくても大規模な開発をする場合は、そういう申請をしなければいけないということですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

大畠係長。

○文化財係長（大畠正之君） 法律的にしなければいけないという法律はございません。ただ、開発者につきましては、そこにあるかないかということが今後の事業計画に大きな影響が出てまいりますので、開発者とすれば、ありますか、ないですかということを事前に確認をするということは企業として行うかと思えます。その場合に、包蔵地である、ないというデータがそろっていれば、そこはありません、あるいはそこはありますという答えができるんですけども、今回の場所につきましては、それ自体がデータがないということになりますので、データを把握するための調査ということになります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第10款教育費、第6項社会教育費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。職員の入替えを行います。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第13款諸支出金、第1項基金費の説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課のほうから歳出につきましてご説明を申し上げさせていただきたいと思えます。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金への積み立てにつきましては、このたびの補正に伴います歳入歳出の差し引き額5億7,001万4,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。この項目でございますが、平成25年度の繰越金につきましては既に決算剰余金としまして10億7,993万8,000円ほどが確定されております。

当初予算の計上額が4億円でございますので、残り繰越金6億7,990万円ほどがございまして、過日、11月補正によりまして6,400万円ほど補正をさせていただいておりますので、歳入のほうで今回残額の6億1,500万円ほど補正をお願いしたところでございます。その差し引きにつきまして今回積み立てをさせていただくところでございます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 参考に聞かせてもらいたいんですが、現在、財政調整基金がどのくらいありまして、この5億7,000万を入るとどのくらいになるか教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 今回12月の補正によりまして積み立てをさせていただきますと、本年度末、12月末になりますが、現時点では残額が28億707万5,000円程度見込まれるところでございます。これにつきましては、当初予算で繰入金を12億させていただいておりますので、それらを差し引いた残額ということでご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第13款諸支出金、第1項基金費の審査を終了いたします。

以上で歳出の質疑を終了いたします。

続いて、歳入について審査いたします。

第12款分担金及び負担金から第20款諸収入まで一括で説明を受けたいと思っております。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、引き続きまして、このたびの一般会計の補正予算の市税以外の歳入についてご説明を申し上げさせていただきます。補正予算説明書6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、12款でございます。12款の分担金及び負担金、1項の負担金、2目の民生費負担金、2節の児童福祉費負担金273万6,000円につきましては、利用園児等の増加に伴いまして、保育量を補正増額するものでございます。

14款の国庫支出金、1項の国庫負担金、2目の民生費国庫負担金、2節の児童福祉費負担金につきましてはの470万4,000円の補正でございます。保育料の先ほど申しました利用園児の増加に伴いまして、保育所運営費の国庫負担金2分の1を増額補正するものでござい

す。

次に、2項の国庫補助金、9目の教育費国庫補助金、4節の社会教育費補助金69万3,000円につきましては、菖蒲沢地内のメガソーラー開発予定地の埋蔵文化財調査の事業費の2分の1を増額補正するものでございます。

次に、15款の県支出金、1項の県負担金、2目の民生費県負担金、2節児童福祉費負担金235万2,000円でございますが、国庫負担金の説明と同様になりますが、保育園利用園児の増加に伴います保育所運営費の県負担金4分の1に当たる負担金となっております。6節の災害弔慰金負担金562万5,000円につきましては、去る9月27日、御嶽山噴火によります被災遺族への災害弔慰金でございまして、生計者1人500万円、その他の者1人250万円の2人分、750万円のうち4分の3に当たります562万5,000円を補正するものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

18款の繰入金、2項の特別会計繰入金、3目1節の介護保険特別会計繰入金1,143万8,000円につきましては、平成25年度介護給付費等の確定に伴います特別会計からの繰り入れでございます。

10目1節介護サービス特別会計繰入金43万9,000円につきましては、同じく平成25年度の決算に伴います精算金を一般会計に繰り入れるものでございます。

19款の繰越金の補正予算につきましては、先ほど申しました平成25年度の繰越金でございますが、既に確定剰余金としまして10億7,993万8,000円と確定しておりますので、当初予算の計上分の4億円を差し引いた残りの繰越金6億7,900万円ほどがございまして、このうち11月補正で財源としました6,473万6,000円を差し引いた残額6億1,520万2,000円を今回補正するものでございます。

次に、20款の諸収入、5項の雑入、1目雑入でございます。2節の民生費雑入でございます。竜王北保育園の太陽光発電設備売電収入8万円の補正増でございます。竜王北保育園は再生可能エネルギー等の導入推進基金、グリーンニューディール基金を活用しているため、その売電収入を今後の維持管理の用に供するため、基金を設置して積み立てるような予算措置が行われております。その積立資金の財源となります売電収入の補正でございます。5節の農林水産業費補助金15万円につきましては、農地中間管理機構業務にかかわります農業振興公社からの委託金の収入でございます。

以上、歳入についてご説明を申し上げました。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今ありました雑入の中の北保育園の売電の8万円なんですけれども、これは何か月分での収入ですか、太陽光。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 8万円の売電収入でございますが、4カ月分を想定しております。1カ月2万円ということで想定させていただきました。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 先ほども太陽光を収入のあれにしてという話がありましたけれども、この売電収入は実際には何に使っていかれますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） この売電収入につきましては、グリーンニューディール事業ということで、この事業を、太陽光発電の装置を設置しているということになりますので、当然、北保育園の施設の維持管理のほうにこの基金を充てていくということでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 今の1カ所というか北保育園の関係ですが、4カ月で8万円ということですか。大分少ないですが、売電の場合も全額売電してしまう場合と、それから、その施設で使って残りを売電というような、一般家庭なんかの場合は大概そういう形で余った分を売電という形になるわけですが、この施設の場合はどういう方式になっているのでしょうか。

北保育園の体育館だと思いますが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 基本的には太陽光発電装置でございますので、いろいろな照明等にこの電気については使われるということになりますので、その残分につきまして竜王北保育園につきましては売電価格10.78円というような個別契約になりますので、そのところで売電をし、基金のほうに積み立てていくということになりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 今の説明ですと、そこの北小の体育館で電灯等に使った残りが4カ月で8万円というように聞こえるわけですがけれども、多分体育館で使う電灯というのはとてもこの太陽光発電なんかでは到底足りない分だと思いますので、多分全額じゃないかと思うんですけれども、その辺が8万という金額がちょっと4カ月間で少ないような感じはいたしますけれども……

[発言する者あり]

○議員（米山 昇君） 保育園のほうですか。北保育園。

[「保育園」と呼ぶ者あり]

○議員（米山 昇君） じゃ、まだ今から見込みということですか。

[「見込み」と呼ぶ者あり]

○議員（米山 昇君） 見込みでね。わかりました。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） これにつきましては、現在建設中の北保育園の太陽光発電装置ということで、今後の見込みを計上させていただきました。太陽光発電量は20キロワットというようなことで、今まで設置をしております中央保育園、それから敷保等の状況を勘案した中で想定をさせていただいたというところでお願いします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で歳入の質疑を終了します。

これより議案第84号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、その他に入ります。

「甲斐市消防団との意見交換会」の集約について、先日、委員には申し出案をお配りした内容等を確認していただくようお願いしたところでございます。

ここで事務局より朗読させていただきますので、ご確認をお願いします。

山岡係長。

○書記（山岡広司君） ご苦労さまです。

それでは、先日お配りをさせていただきました申し入れ、多少内容が変わっておりますけれども、皆さんのお手元に今お配りをさせていただきましたので、朗読をさせていただいて、説明とかえさせていただきます。

総務教育常任委員会から総務部への申し入れ（案）。

総務教育常任委員会では、10月30日に甲斐市消防団との意見交換会を実施しました。

当日いただきました意見等について、当委員会において、協議を行った結果、次のとおり、総務部へ申し入れることになりました。

「消防団員確保」について。

現在、市においては団員確保に向け新任職員に入団してもらい団員確保を図っている。

また、敷島の3、4、5分団に限定し機能別消防団を設置し20名の団員を確保したことは消防団の活性化のためにも非常によいことだと思うので、今後も継続し実施してもらいたい。

報酬、出動手当については、近隣の市の状況と比較をするのではなく、甲斐市独自の基準をつくりながら検討をしてもらいたい。

消防団員に対する、各企業の協力体制（環境づくり）の充実を図っていただき、スムーズに入団（活動）できるよう市、県から働きかけをお願いしたい。

一般市民の方を中心に消防に対する教育訓練や体験研修などを実施し、消防に関心を持っていただき、団員確保を図られたい。

次に、「消防施設、機器」について。

甲斐市では、中山間地域が多く、山林火災等の場合の水源の確保に苦勞している。水槽車の計画的購入を検討していただきたい。

また、ポンプ車の更新についても、耐用年数等経過しているものもあるので、早い時点での更新をお願いしたい。

消防備品等、特にホースについては要望があったら対応をお願いします。

裏のページになります。

「その他」について。

災害時の連絡手段について、いち早く団員に伝達できるよう、連絡体制の構築を図られたい。

以上のことが、甲斐市消防団より要望がありました。

総務教育常任委員会としましては、消防団活動については、各団員、仕事を持ちながらでの活動であり、市民の生命、財産を守る重大な役目を背負っていることを十分考慮していただき、前項の要望について、計画的に実施できるよう、総務部に申し入れをいたします。

平成26年12月17日。

甲斐市議会総務教育常任委員会委員長 三浦進吾。

よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） ただいま事務局より朗読が終わりました。

案について皆さんのご意見をお願いしたいと思います。

ございますか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） ちょっと1カ所、1ページ目の一番最後の消防備品等、特にホースについては要望があったら対応をお願いするところの文言ですけれども、これはすごく大事なことということで、この前消防団とのお話がありましたが、ここをもう少し強く、特にホースについて要望があった場合は、早いうちに、何というんでしょう、その辺はお任せしますけれども、あったら対応をお願いしますじゃなくて、そこのところをもう少し強く言っていた方がいいかな。

〔「あった場合は早急に対応」と呼ぶ者あり〕

○委員（滝川美幸君） あった場合、早急に対応するというふうに、ちょっと直していただければいいかなと思いますが、お願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

よろしいですか。

山岡係長。

○書記（山岡広司君） すみません、日付についてはきょうこの後、今の訂正を直させていただいて、こちらに本来だと総務部長が来て手渡しをするんですが、採用試験の関係で来られないということで、消防防災対策室長が来て、そちらで委員長のほうからお渡しをするという形をとりたいと思います。

それで、先ほどの滝川委員が言いました1ページ目の一番下になりますが、こんなような訂正でよろしいでしょうか確認をお願いします。一番下になります。消防備品等、特にホースについては要望があった場合は早急に対応をお願いします。よろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） どうでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） じゃ、今の案を訂正でいいですね。

また、甲斐市消防団の団長にお礼状として報告することとしますが、お礼状及び議会日より訂正原稿については、委員長ご一任でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） じゃ、そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時28分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、要望事項について総務部に申し入れを行いたいと思います。

長田総務部長が先ほど事務局からご説明あったとおりでございまして、消防防災対策室長の斉藤室長がこちらのほうに来ていらしていますので、こういう形ですが。

総務教育常任委員会から総務部への申し入れ。

総務教育常任委員会では、10月30日に甲斐市消防団との意見交換会を実施しました。

当日いただきました意見等について、当委員会において、協議を行った結果、次のとおり、総務部へ申し入れることになりました。

「消防団員確保」について。

現在、市においては団員確保に向け新任職員に入団してもらい団員確保を図っている。

また、敷島の3、4、5分団に限定し機能別消防団を設置し、20名の団員を確保したことは消防団の活性化のためにも非常によいことだと思うので、今後も継続し実施してもらいたい。

報酬、出動手当については、近隣の市の状況と比較をするのではなく、甲斐市独自の基準をつくりながら検討をしてもらいたい。

消防団員に対する、各企業の協力体制（環境づくり）の充実を図っていただき、スムーズに入団（活動）できるよう市、県から働きかけをお願いしたい。

一般市民の方を中心に消防に対する教育訓練や体験研修などを実施し、消防に関心を持っていただき、団員確保を図りたい。

「消防施設、機器」について。

甲斐市では、中山間地域が多く、山林火災等の場合の水源の確保に苦労している。水槽車の計画的購入を検討していただきたい。

また、ポンプ車の更新についても、耐用年数等経過しているものもあるので、早い時点での更新をお願いしたい。

消防備品等、特にホースについては要望があった場合には早急に対応をお願いします。

「その他」について。

火災時等の連絡手段について、いち早く団員に伝達できるよう、連絡体制の構築を図られたい。

以上のことが、甲斐市消防団より要望がありました。

総務教育常任委員会としましては、消防団活動については、各団員、仕事を持ちながらの活動であり、市民の生命、財産を守る重大な役目を背負っていることを十分考慮していただき、前項の要望について、計画的に実現できるよう、総務部に申し入れをいたします。

平成26年12月17日。

甲斐市議会総務教育常任委員会委員長 三浦進吾。

以上で意見交換会の意見集約を終わります。

その他でほかに委員から何かございましたらお願いします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、次に、事務局でございましたら、お願いします。

山岡係長。

○書記（山岡広司君） ご苦労さまでした。

1月の総務常任委員会の予定になりますけれども、1月29日午後から1時半になるかと思いますが、予定をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会します。

閉会 午前11時35分